

5。

第九條 聽聞は口答により行うものとする。

第十條 聽聞会長は開会を宣し審問を行い、申立を聽き聽聞会の進行に必要な決定をなし閉会を宣する。但し他の公安委員(以下公安委員という)も必要により聽聞を行うことができる。

第十一條 聽聞会場においては何人であつても聽聞会長の許可を得てからでなければ發言することはできない。

第十二條 立会警察官及び營業者又はその代理人並びに証人は聽聞会長、公安委員又はその許可を得た者の聽聞があつたときはこれに答えなければならぬ。

第十三條 立会警察官は法令又は條例違反の内容及び適用條文その他行政処分に必要な事項を申し立てなければならぬ。前項の場合必要により証拠の提出若しくは呈示をすることができる。

第十四條 營業者又はその代理人は立会警察官の申立に對し弁明をなし又は弁明に必要な証拠の提出若しくは呈示をすることができる。

第十五條 弁護人は弁護に必要な事項を申し述べることが出来る。

第十六條 立会警察官及び營業者又はその代理人若しくは

は弁護人は聽聞会長に對し証人の申請をすることが出来る。聽聞会長は前項の規程による申請に對し聽聞会の進行上支障の有無を判定の上許否の決定をしなければならぬ。

第十七條 聽聞会長は、聽聞会開会中同会の進行上必要のあるときは營業者又はその代理人、立会警察官、弁護人及び証人並びに傍聽人に對し注意を与えることができる。

前項の注意をきかず喧騒にわたり、聽聞の進行を妨げる者があるときは退場を命ずることが出来る。

第十八條 傍聽人は聽聞会において發言する事ができない。

第十九條 聽聞会長は聽聞会場内の秩序保持のため必要があるとき認めるときは傍聽人の入場を制限することが出来る。

第二十條 公安委員会は法第二十五條第二項の規定による通告をなし營業者又はその代理人が正当な理由がなく出席しないときはその者が聽聞の機会もほうきしたものとみなし決定することができる。

附 則

この規程は古物營業法施行の日からこれを適用する。

鳥取縣公報

昭和二十四年八月二十六日 金 曜 日 号 外

選舉管理委員會告示

◇鳥取縣選舉管理委員會告示第二十九号

鳥取縣農地委員會委員の総選挙について八月二十一日鳥取縣選舉管理委員會告示第二十二号を以て設定した投票区及び開票区を次のように変更する。

昭和二十四年八月二十六日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上 根 政 幸

選挙区 開票区 投票区 区 域

第一選挙区 第一開票区 第一投票区 鳥取市、岩美郡倉田村、米里村津ノ井村、面影村、宇倍野村、成器村、大茅村、福部村

第二同 第二同 岩美郡蒲生村、岩井町、小田村、本庄村、東村、浦富町、大岩村

第三同 第三同 八頭郡賀茂村、国中村、船岡村、大伊村、国英村、河原町、八上村、西郷村、散岐村、大御門村、隼村、安部村、上私都村、中私都村、下私都村、大村、用瀬町、佐治村

第四同 第四同 八頭郡八東村、丹比村、若櫻町、池田村

鳥取縣公報 毎週 曜日發行(休日=當ル) 火金

昭和二十四年八月二十六日

(昭和四年四月十五日) 第三種郵便物認可

- 第五同 第五同 八頭郡社村、智頭町、山郷村
- 第六同 第六同 氣高郡末恒村、寶木村、酒津村瑞穂村、鹿野町、勝谷村、逢坂村、小鷺河村、浜村町、青谷町、日置谷村、日置村、中郷村、勝部村
- 第七同 第七同 氣高郡神戶村、大和村、美穂村、大正村、東郷村、明治村、豊美村、松保村、千代水村、湖山村、大郷村、吉岡村

第二選挙区 第一開票区 第一投票区

- 第二同 第二同 米子市、西伯郡成美村、五千石村、大幡村、縣村、春日村、大高村、巖村、日吉津村、大和村、淀江町、宇田川村、彦名村
- 第三同 第三同 西伯郡高麗村、所子村、大山村、庄内村、名和村、御來屋町、光徳村、逢坂村、西伯郡天津村、大園村、法勝寺村、上長田村、東長田村、賀野村、手間村、尙徳村、幡郷村
- 第四同 第四同 西伯郡崎津村、渡村、外江町、境町、夜見村、上道村、余子村、中浜村、大篠津村、和田村、富益村
- 第五同 第五同 東伯郡小鹿村、三徳村、三朝村、旭村、西郷村、上井町、長瀬村、宇野村、橋津村、竹田村、倉吉町、小鴨村、上小鴨村、矢途村、南谷村、山守村、北谷村、高城村、社村、灘手村、下北條村、中北條村、上北條村
- 第六同 第六同 東伯郡淺津村、泊村、舍人村、東郷松崎村、花見村
- 第七同 第七同 東伯郡榮村、大誠村、由良町、浦安町、下郷村、上郷村、古布庄村、八橋町、赤碓町、以西村、成美村、安田村、下中山村、上中山村

- 第八同 第八同 日野郡日野村、横町、神谷川村、江尾町、米沢村、黒坂町
- 第九同 第九同 日野郡二部村、溝口町、日光村、八郷村
- 第十同 第十同 日野郡大宮村、阿毘縁村、山上村、多里村、日野上村、福榮村、石見村

鳥取縣選舉管理委員會告示第三十号

鳥取縣農地委員会委員の総選挙につき八月二十一日鳥取縣選舉管理委員會告示第二十三号を以て定めた投票管理者、開票管理者及びこれらの者に事故があるとき、又は欠けたときその職務を代理すべき者を次のように変更する。

昭和二十四年八月二十六日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上 根 政 幸

選挙区名	投票区名	職 名	住 所	氏 名
第一選挙区	第一 投票区	投票管理者	鳥取市西品治町一四三番地ノ一	山根誠四郎
		開票同	岩美郡米里村東大路一三八番地	秋本 重治
		右職務代理者	岩美郡浦富町大字牧谷四一三番地	糸谷 伸治
		投票管理者	同浦富一七四七番地	木山 竹治
第二同	第二同	投票管理者	八頭郡河原町大字袋河原四九番地	萩原 正
		開票同	同郡八上村大字曳田五九五番地	田中万壽太
		右職務代理者		
		投票管理者		
第三同	第三同	投票管理者	八頭郡若櫻町大字湯原一九〇番地	武田市三郎
		開票同		
		右職務代理者		
		投票管理者		
第四同	第四同	投票管理者	同若櫻一二二番地	塩倉 正美
		開票同		
		右職務代理者		
		投票管理者		

第五同	投票管理者 開票同 右職務代理者	八頭郡智頭町大字西野一六七番地 同大脊七〇六番地	大坪 富久 三輪 正博
第六同	投票管理者 開票同 右職務代理者	岩美郡東村大字陸上一〇三〇番地 氣高郡神戶村大字下砂見一二二番地 氣高郡大正村大字古海九六番地一 同古海七七六番地	中島 榮 前田 義美 石脇 清一 中村光次郎
第七同	投票管理者 開票同 右職務代理者	日野郡溝口町大字谷川八五五番地 東伯郡下中山村大字下甲三二六番地	篠田伊三郎 高見 令造
第二同	投票管理者 開票同 右職務代理者	西伯郡所子村大字上野七番屋敷 同中高三五番地	山根 英夫 金田 鶴松
第三同	投票管理者 開票同 右職務代理者	西伯郡手間村大字天万一〇一八番地 同天万八六一番地一	坂田 勇 渡辺 亨
第四同	投票管理者 開票同 右職務代理者	西伯郡大篠津村一七五〇番地 同大篠津村一六八二番地一	本池 寛行 池島 甚吉
第五同	投票管理者 開票同 右職務代理者	東伯郡淺津村大字上淺津三三九番地 同小鴨村大字富海五八六番地	沢 末春 前田武之丞
第六同	投票管理者 開票同 右職務代理者	東伯郡東郷村大字川上九三五番地 同引池二〇六番地	森田 幸一 森 恒義

第七同	投票管理者 開票同 右職務代理者	東伯郡八幡町大字並見二番地 同保二九番地一	山田 茂雄 小谷 米康
第八同	投票管理者 開票同 右職務代理者	日野郡日野村大字津地二六九ノ一番地 同黒坂町大字下黒坂五〇六番地	山田 芳美 梅林 壽次
第九同	投票管理者 開票同 右職務代理者	日野郡溝口町大字字代三六五番地 同溝口六一六番地	山中 恒雄 亀井 良雄
第十同	投票管理者 開票同 右職務代理者	日野郡日野上村大字矢戸四六四番地 同三森一、四五五番地	舟越 寛治 柱本 恒義

◇鳥取縣選舉管理委員會告示第三十一号

鳥取縣農地委員会委員の総選挙について八月二十一日鳥取縣選舉管理委員會告示第二十四号を以て指定した特別投票を取扱う選舉管理委員會に次の選舉管理委員會を追加し既に指定した選舉管理委員會の取扱区域を次のように変更する。

昭和二十四年八月二十六日	鳥取縣選舉管理委員會委員長 上根政幸
第一選挙区 第一投票区	鳥取市選舉管理委員會
第二選挙区 第二投票区	岩美郡浦富町選舉管理委員會
第三同	八頭郡賀茂村同
第四同	同 若櫻町同
第五同	同 智頭町同
第六同	氣高郡浜村町同
第七同	同 大正村同
第二選挙区 第一投票区	米子市選舉管理委員會
第二同	西伯郡所子村選舉管理委員會
第三同	同 手間村同

- 第四同 同 大篠津村同
- 第五同 東伯郡倉吉町同
- 第六同 同 東郷松崎村同
- 第七同 同 八橋町同
- 第八同 日野郡根雨町同
- 第九同 同 溝口町同
- 第十同 同 日野上村同

鳥取縣選舉管理委員會告示第三十二号

鳥取縣選舉管理委員會告示第二十五号を以て定めた鳥取縣農地委員會委員選舉人名簿縦覧の場所を次のように変更する。

昭和二十四年八月二十六日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上根政幸

名簿調製の区分

縦覧の場所

- 第一選挙区 第一、第二投票区分 岩美地方事務所
- 第三、第四、第五投票区分 八頭同

- 第六、第七投票区分 氣高同
- 第二選挙区 第一、第二、第三、第四投票区分 西伯同
- 第五、第六、第七投票区分 東伯同
- 第八、第九、第十投票区分 日野同

農地選舉告示

選舉告示第一号

昭和二十四年九月二十日執行の鳥取縣農地委員會委員の總選舉に第二選挙区において次の通り委員候補者の推薦届出があつた。

昭和二十四年八月二十六日

鳥取縣農地委員會委員選舉第二選挙区選挙長

篠田伊三郎

氏名	職業	生年月日	住	氏名	生年月日	住
永田 重善 第三号 農業 男	明治四十二年四月二十五日	鳥取縣東伯郡安田村大字八幡一〇四一番地	門田 定藏	明治十九年七月一日	鳥取縣東伯郡上北條村大字中江四番屋敷	
杉山 重治 同 同	同三十四年一月十五日	同西伯郡法勝寺大字落合四四九番地	同	同	同	
小谷 善高 第二号 同 同	同四十年十一月五日	同東伯郡西郷村大字山根三四九番地	同	同	同	
野坂千代壽 第一号 同 同	同三十七年一月五日	同西伯郡宇田川村大字西尾原一〇八番地ノ二	同	同	同	

選舉告示第二号

昭和二十四年九月二十日執行の鳥取縣農地委員會委員の總選舉に第一選挙区に於て次のとおり推薦候補の届出があつた。

昭和二十四年八月二十六日

鳥取縣農地委員會委員選舉第一選挙区選挙長 山根誠四郎

氏名	職業	生年月日	住	氏名	生年月日	住
竹本 武 第三号 公吏 男	明治三十七年十一月一日	鳥取縣氣高郡寶木村大字奥沢見三八二番地	山中亥太郎	明治四十四年十二月十八日	鳥取縣氣高郡寶木村大字寶木八九五番地	

◇選挙告示第三号

昭和二十四年八月二十三日選挙告示第一号告示中鳥取縣農地委員会委員の総選挙の候補者について次の通り訂正の届出があつた。

昭和二十四年八月二十六日

鳥取縣農地委員会委員選挙第一選挙区選挙長

山根誠四郎

記

第三号候補者谷口壽瑛の生年月日明治四十一年十一月五日を明治四十三年十一月五日に訂正

彙報

昭和二十四年九月二十日執行の鳥取縣農地委員会委員の総選挙に於て特別投票の事務取扱場所が次のように定められた。

第一選挙区 第一投票区 鳥取市役所
第二区 浦富町役場

第二選挙区

- 第三区 賀茂村同
- 第四区 若櫻町同
- 第五区 智頭町同
- 第六区 浜村町同
- 第七区 大正村同
- 第一投票区 米子市役所
- 第二区 所子村役場
- 第三区 手間村同
- 第四区 大篠津村同
- 第五区 倉吉町同
- 第六区 東郷松崎村同
- 第七区 八橋町同
- 第八区 根雨町同
- 第九区 溝口町同
- 第十区 日野上村同

鳥取縣公報

規則

◇鳥取縣規則第八十一号

鳥取縣盲ろうあ児施設規則を次のように定める。

昭和二十四年八月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第一條 兒童福祉法に定めるところに従い盲兒又はろうあ兒を入所させてこれを保護するとともに獨立自活に必要な指導をするため鳥取市に縣立の盲ろうあ児施設を設置する。

第二條 施設に左の職員を置く。

- 施設の長(兒童指導員を兼ねる) 若干名
- 兒童指導員 同
- 職業指導員 同
- 保 母 同

- 書記 同
- 雇 傭 人 同
- 囑 託 医 同

第三條 施設の長は收容兒童の保護指導その他施設の事務を掌理し所属職員を指揮監督する。

第四條 兒童指導員、職業指導員及び保母は施設の長の命をうけて收容兒童の保護指導に従事する。

第五條 書記は施設の長の命をうけて庶務及び会計に従事する。

第六條 施設の設備、職員及び運営については昭和二十三年十二月二十九日厚生省令第六十三号兒童福祉施設最低基準に定めるところによる。

第七條 施設の名称、所在地及び收容兒童の定員は知事か定めこれを告示する。

第八條 処務細則その他施設内の諸規程は知事の承認を

鳥取縣公報 毎週 曜日發行(休日ニ當ル)

昭和二十四年八月三十一日 第二千四百一十一号

(昭和四年四月十五日) 第三種郵便物認可